

施設基準等に係る厚生労働大臣の定める揭示事項

○電子的診療情報連携体制整備加算

- ・当院はオンライン資格確認等システムにより取得した情報を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

○情報通信機器を用いた診療に係る基準

- ・情報通信機器を用いた診療を行うにあたっては、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び「情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針」を遵守します。
- ・情報通信機器を用いた診療では、初診の方への向精神薬の処方はいりません。

○一般名処方加算

- ・当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『一般名処方』（一般的な名称により処方箋を発行）を行う場合があります。
- ・当院では、薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況や、長期収載品について医療上の必要があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さまに十分に説明します。

※一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

○地域支援・医薬品供給対応体制加算

- ・当院は、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。
- ・当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しています。
- ・医薬品の供給状況によって薬剤が変更となる可能性があります。変更する場合には、その旨を患者さまに十分に説明します。